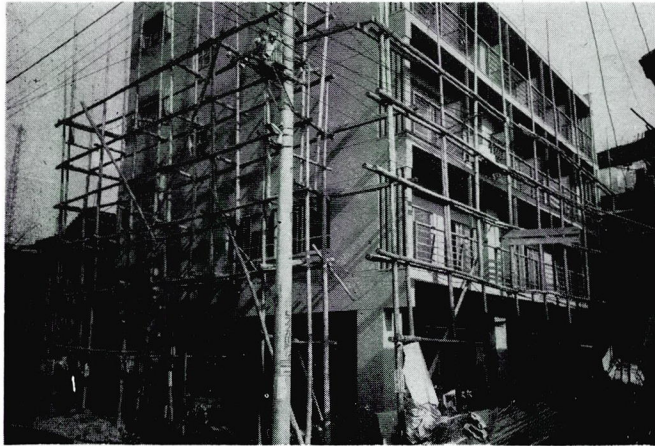


区のお知らせ

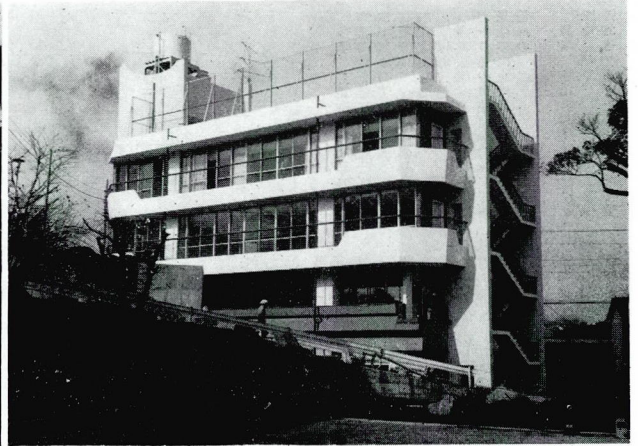
東京都港区役所
企画室広報係

東京都港区芝公園第6号地
電話(432)4151番

No. 280



60歳以上の人に敬老館として2階が開放される



区立で2番目の朝日児童館

完成した

朝日児童館

昨年六月から朝日中学校(芝白金三光町四三三)前に建設をいそいでいた朝日児童館が完成し、四月五日から利用できます。

この児童館は総工費四千七百万円で鉄筋四階建て、延べ八百四十二平方メートル。昨年四月青山に開設した「青山児童館」より一階分だけ広くなっています。

一階には遊戯場、事務室、管理入室があり、遊戯室には登り縄、飛び箱、平均台、卓球台等があります。

なお、一階事務室の壁には朝日中学校の生徒が画いた原画をもとに作った壁画があります。

二階は学童保育室(二つ)あり、

学童保育が行なわれます。

この地域には神宮小学校と三光小学校があり、両校で約百名くらいのいわゆる「鍵っ子」がいると推定されますので、学校の授業が終ってから午後五時までの間、約六十名を預かるものです。

三階には実習室あり工作などをするができます。

四階には図書室があり、辞書、図鑑などを中心に図書約二千冊をそろえて自習ができるように準備されています。

屋上は青山児童館で好評なローライスケートもここでできるようになっています。

二階は学童保育室(二つ)あり、

芝西久保巴町に

愛宕敬老館

芝西久保巴町百十二番地に愛宕敬老館が開館。四月五日から利用できます。

この敬老館は、もと土木事業の材料置場のあとに非常時の際の緊急要員の詰所として建てた建物の二階につくられたものです。

舞台つきの三十六畳の部屋と浴室があり、午前九時から午後五時までの間、六十歳以上のお年寄ならだれでも無料で利用できます。

電気アンマ器、テレビ、ステレオ等が備えられ、一日のんびりとすごすことができます。

夜間は

有料で開放

愛宕敬老館は夜間(午後五時三十分から午後九時まで)有料(八

二部屋に改修

新橋敬老館

新橋敬老館では、和室と洋室を改修し、十五畳と二十四畳の和室にする工事を進めていましたが、この程完成し、四月から夜間は有料で開放することになりました。

利用料金は次のとおりです。

和室A 二十四畳 四百円
和室B 十五畳 三百円

申込先 厚生部管理課施設係
(432)四一五一 内線二六八

区民または区内在勤者で二人以上の方はどなたでも利用できます。

五月分の利用の受付は四月一日抽せん申込順序を定め受付けますので十時までに区役所においてください。

なお、抽せんに参加されない方も空室がある場合は利用日の五日前まで毎日受付けます。

申込の際は米穀通帳または身分証明書と料金、印鑑をお持ちください。

利用料金
宿泊(泊二食付)
大人(十二歳以上) 九百円
小人(十二歳未満) 七百円
幼児(六歳未満) 四百円

▽特別室ご利用の場合は、規定料金のほか一室一日三百円お納めいただきます。

▽料理飲食等消費税
入湯税は現地でお納めください。

休憩 午前十一時~午後二時
一人一回 百円
幼児は無料

申込間合先
港区役所厚生部管理課施設係
(432)四一五一 内線二六八

なお、休業日は毎月第一火曜日、第三水、木、金曜日です。
利用時間は午後二時から翌日午前十時までです。

あなたの余暇を
勤労青少年ホールで

このホールには、談話室、ホール、講義室、和室があり、自由に利用できます。

談話室には、テレビ、新聞、囲碁、将棋、雑誌などがあり、ホールには、卓球台、ステレオ、十六ミリ映写機が備えられてあり、フォークダンスなどをすることができ

利用料 無料
開催時間 午後一時から午後九時
(日曜日、祝日は午前九時から午後五時まで)

休館日 毎週月曜日
利用申込 勤労青少年ホール
(麻布支所二階)
(383)四一五五番

港区産業展示即売会と観光

期間 3月28日~4月3日

午前10時~午後7時

会場 桜田小学校(国電 新橋駅西口)

入場無料

区内の特産品である和洋家具、電気器具、金属製品等の生産品から洋品、文化品などが展示され、格安で即売も行なわれます。

また、区内の代表的な観光施設の写真や浮世絵も同時に展示されます。ぜひ一度お出かけください。

主催 港区役所 区内商工団体 港区観光協会



港区では、かねてから国および都とは別個に長年にわたる市民の福祉増進と区政伸展のため献身的に努力されてこられた人々の功績を何らかの方法で表彰し、その功績を後進に伝えるべきであるというからこの実施について検討してきました。

そして昨年十月二十日港区表彰規則を制定すると共に、第一回の表彰式を去る三月十五日の「港区創立二十周年記念式」とあわせて挙行了しました。

今回、表彰された人は次の方々です。(敬称省略)

多摩、町会または自治会の正副会長あるいは役員として町内自治の振興発展と公共の福祉に寄与した功績によるもの

村田恒三郎、大竹金藏、嶋田期七、中島房次郎、大塚清一、本村春見、熊川清之進、奥田敬吉、加藤雪藏、若林泰次郎、片山敏雄、中川隆助、上野健三、高木鏡三郎、岡辰次郎、笹山政吉、曲谷清一、鈴木芳吉、中田京三、楠正三郎、成毛英之助、片岡仁郎、足立靖、井原元、加瀬川一、中根朝朝、朝倉吉三郎、坂倉忠常、山口栄三、丸山泰太郎、鈴木左門、藤田勝弘、小金勝雄、山本徳重、田中常三郎、椎津栄三郎、林脇吉高、高須丑之助、江崎信、鈴木清司、反保正重、村野生、磯田伊三郎、藤田金之進、厚芝恒三浦美雄、香取政一、古田芳次郎、伊藤重五郎、後藤三郎、矢野清太郎、大塚常次郎、土橋鉄五郎、沢間陽次郎、塩川米吉、黒川祐吉、鈴木勘十、川本多作、原田基三、金子栄次郎、中井五一、浅香柳吉、岡宮繁、岡野五兵衛、平島正義、平山羊介、仲谷政行、岡本米藏、森本富藏、島崎吉太郎、小島源太郎、鈴木三三之助

第1回 190名 区政の功労者を表彰

本区は、かねてから国および都とは別個に長年にわたる市民の福祉増進と区政伸展のため献身的に努力されてこられた人々の功績を何らかの方法で表彰し、その功績を後進に伝えるべきであるというからこの実施について検討してきました。

そして昨年十月二十日港区表彰規則を制定すると共に、第一回の表彰式を去る三月十五日の「港区創立二十周年記念式」とあわせて挙行了しました。

今回、表彰された人は次の方々です。(敬称省略)

浜谷秀雄、栗野卓、多摩、PTAの役員として学校教育の伸張向上に協力し、教育成果の高揚に寄与した功績によるもの

長井順逸

多摩、本区体育会および本区体育協会の振興普及に尽力し、本区社会体育の発展に寄与した功績によるもの

盛輝、佐藤一英

歯科医師会役員として多摩に衛生上の業務に精励し、保健衛生の向上に貢献した功績によるもの

上田貞三

多摩、区立学校嘱託医として職務に精励し、児童の健康を保持増進するとともに、その体質

向上に寄与した功績によるもの

庄田敏夫、神崎照、小田部多摩、防犯、防火または交通安全協会の会長として、本区における防犯、防火または交通安全思想の普及高揚に貢献した功績によるもの

黒川武雄、中西敏二、松島徳三郎、波多野元二

区議会議員として、多摩にわたり地方自治の振興と区政伸展に貢献した功績によるもの

井上正彦、大塚憲、萩野勝一、齋藤慶雄、宮下十香、宇賀神金太郎

民生・児童委員として多摩にわたり区民生活の安定と社会福祉増進に貢献した功績によるもの

中村周蔵、戸松学英、松井力、須賀憲二、佐藤登一郎、古市活博、福原重信、松本智雄

保護司として多摩にわたり地域の浄化と個人および公共の福祉に貢献した功績によるもの

石井小三郎、高坂普見、後藤元信、麻布照海、小島人、本多豊久、藤田幸一、小寺為吉、稲葉久

多摩、消防団の正副団長あるいは幹部として団の運営、火災警防ならびに消防思想の普及に寄与した功績によるもの

稲垣幸太郎、鈴木要、松山健吉、小島信助、藤藤五郎、梶山勝男、寺井桃次、青木誠一、篠田誠一、中島金藏、船戸正三、宮本重行、阿部富太郎、飯沼武二、中台時一郎、箕浦良輔、神谷邦雄、中村政二、石井新吉、鈴木光親、小倉常次、吉田維明、安井秀雄、牧野勇次郎、本山善一、小林武、浅原春太、小林竹治、須崎清二、小沢善三郎、柴田雄三郎、岩下茂吉、山崎雄三、星野保三、中山本吉、進藤善次郎、能村統造、高橋忠、佐藤信雄、宮崎武治、宮原蔵、田口潤七、斎間滝雄、清水長次郎、鍵山芳郎、西川正義、小林彌之助、小沢重成、小泉吉吉、柴田秀男

区議会おわる 交通安全の強化 一般会計予算四十億円

三月六日、第一回定例会議が会期十五日間の予定で招集され、審議が始められました。主なものは次のとおりですが、四十二年度予算等については、次号でお知らせします。

区立児童館条例の一部改正
三光町に四月から朝日児童館が開設されるのに伴ってこれを定め、古市活博、福原重信、松本智雄

区立敬老館条例の一部改正
芝西久保(旧百十番地)に愛宕敬老館が四月から開設されるのに伴って設置を定めたもの

区立学校設置条例の一部改正
四月から朝日小、南海小、東町小の中に区立幼稚園が開設されるのに伴ってこの設置を定めたもの

この区域の建設について
住居表示の未実施区域である三田、六本木、高輪地区に七月一日から実施するも、一万余九千九百世帯、人口四万五千名の地域です。

「品川ふ頭」の品川区との境界
教育委員会では、四月から始まる青年学校の級生を募集しています。

第一台場、第五台場を中心として埋め立てた「品川ふ頭」を大分二分する境界を決定しようというもの

監査委員条例の一部改正
現在四名いる監査委員を五月から三名にするもの

四十二年度一般会計予算は補正一号を含め昨年度より七千五百六十万円の増となり、合計四十億三千四百三十三万円となっています。

高輪支所
四月から高輪支所四階に三田図書館高輪分室が開設されるのに伴って、高輪支所の一部が次のとおり

窓口が移転
四月から高輪支所四階に三田図書館高輪分室が開設されるのに伴って、高輪支所の一部が次のとおり

第一青年学級
港区青年館
四月十七日
日十二
月四日
木、金曜
午後
六時半
八時半
生活教養、ペン習字、生
花、珠算

第二青年学級
港区青年館
四月十六日
来年三月十七日
来月第一、第三日曜日

第三青年学級
城南中学校
四月十六日
来年三月十七日
来月第一、第三日曜日

第四青年学級
三光小学校
四月十六日
来年三月十七日
来月第一、第三日曜日

学級生を募集
四月から青年学級
四月十六日
来年三月十七日
来月第一、第三日曜日

金鶏勲章
一時金を支給
旧勲章年金受給者に関する特別措置法の施行により次の各号のいずれにも該当する者に一時金十万円が支給されます。

1 日清戦争から満州事変までの武功により金鶏勲章を授与されたことにより、昭和二十年末まで金鶏勲章年金を支給されていた者(全支那事変の武功により授与された者は除く)

2 昭和二十八年四月一日に日本の国籍を有する者

3 昭和二十一年以降昭和二十八年三月三十一日までの間に三年にわたる懲役もしくは禁錮以上の刑に処せられたことのない者

以上の規定に該当する者(昭和二十八年四月一日に生存していること)が、一時金を請求しないで死亡した時は、一時金の相続人が本人の名で一時金を請求することができます。

受付 港区役所福祉課課長係

NHKの
記録映画を見る会
四月一日 一時半から
「日本のあまのこ」
「現代建築と伝統」
「うみがめ誕生」
「南太平洋・自然と人間」
「タビチ島」

心身障害者の
福祉作業所開設
身体上または精神上の理由により就職能力の限られている者に對して、設備を提供して仕事を与えることにより、その自立を助けるため「福祉作業所」が開設されます。

施設
港区芝白志田町十二
芝福祉作業所
(芝授産事業所内)
電話(44) 五二二番

著者を囲む会
参加自由
三月二十七日午後六時十五分から八時まで、作家・演劇評論家として活躍している安藤鶴夫氏を招いて座談会をひらきます。

港区立三田図書館

お気軽に利用できる
公益質屋
50,000円まで
利率 3分
白金公益質屋 (441) 6068
港区芝白金三光町25
赤坂公益質屋 (583) 5213
港区赤坂3-13-12

郵便局が開局
三月一日から赤坂二丁目二番六号にある小松ビルの中に無集配特定郵便局が開設され、郵便、為替貯金、保険年金、外国郵便の一部を扱っています。

港区赤坂二丁目三番六号
小松ビル内郵便局
電話(58) 六八二三番

ひとりひとつ
ひと足のばして
くずかご
I 首都美化運動 II

作業種目
1 米穀通帳または住所を確認できる書類
2 印鑑
3 身体障害者は身体障害者手帳

製袋、簡単な作業が主体
問合先 芝授産事業所
(44) 五二二番

自動車運転免許の申請に
医師の診断書が必要
道路交通法施行規則が改正され四月一日から運転免許の試験、運転免許証の更新申請の際には申請者が精神病患者、精神薄弱者、てんかん病者、アルコール、大麻、大麻あへん、覚せい剤等の中毒者でないことを証明する医師の診断書(申請前六ヶ月以内に受けた診断)が必要である。

なお、このことについての問い合わせは警察署で受け付けます。

利用の手続
利用の手続は芝福祉作業所で受付ますが、次のものをこ持参願います。

利用資格
この施設を利用できる者は、都内に居住し、就業の困難な十五歳以上の心身障害者で、次のいずれかに該当するもの

1 身体障害者手帳の交付をうけた者
2 精神薄弱者

利用資格
この施設を利用できる者は、都内に居住し、就業の困難な十五歳以上の心身障害者で、次のいずれかに該当するもの

1 身体障害者手帳の交付をうけた者
2 精神薄弱者

利用の手続
利用の手続は芝福祉作業所で受付ますが、次のものをこ持参願います。

利用資格
この施設を利用できる者は、都内に居住し、就業の困難な十五歳以上の心身障害者で、次のいずれかに該当するもの

1 身体障害者手帳の交付をうけた者
2 精神薄弱者

利用の手続
利用の手続は芝福祉作業所で受付ますが、次のものをこ持参願います。

利用資格
この施設を利用できる者は、都内に居住し、就業の困難な十五歳以上の心身障害者で、次のいずれかに該当するもの

1 身体障害者手帳の交付をうけた者
2 精神薄弱者

利用の手続
利用の手続は芝福祉作業所で受付ますが、次のものをこ持参願います。

利用資格
この施設を利用できる者は、都内に居住し、就業の困難な十五歳以上の心身障害者で、次のいずれかに該当するもの

1 身体障害者手帳の交付をうけた者
2 精神薄弱者